

＊ 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業施設管理課）	1
○平成25年度及び平成26年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………（建設情報課）	1
○平成25年度、平成26年度及び平成27年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………（出納局総務課）	5
道企業局告示	
○平成25年度及び平成26年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………	8
○平成25年度、平成26年度及び平成27年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………	9

告 示

北海道告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、浜益土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成25年1月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年1月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成25年1月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

平成25年度及び平成26年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからDまで又はAからCまで若しくはA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 （工事予定価格に応ずる等級区分）

種類 等級	区分	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事

A	A1	10,000万円 以上	6,000万円 以上	5,000万円 以上	10,000万円 以上	2,000万円 以上	2,500万円 以上	7,000万円 以上	6,000万円 以上	5,500万円 以上
	A2	25,000万円 未満 7,000万円 以上								
B		7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満	5,000万円 未満	10,000万円 未満 4,000万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 4,000万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上	5,500万円 未満 2,500万円 以上
C		3,500万円 未満			4,000万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	4,000万円 未満 2,000万円 以上	3,500万円 未満	2,500万円 未満
D								2,000万円 未満		

(注) A 1 に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2 以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A 2 に区分する者は、A 1 に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4 第1 項（政令第167条の11第1 項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4 第2 項（政令第167条の11第1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び

森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 平成25年1 月1 日（随時の申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3 条第1 項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2 年以上当該建設業を営んでいること。

資 格 の 種 類	建 設 業 の 種 類
一 般 土 木 工 事	
農 業 土 木 工 事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
水 産 土 木 工 事	
森 林 土 木 工 事	
舗 装 工 事	ほ装工事業
鋼 橋 上 部 工 事	鋼構造物工事業
建 築 工 事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電 気 工 事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管 工 事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造 園 工 事	造園工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日（その日が平成25年4 月1 日前である場合は、平成25 年4 月1 日）の1 年7 か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1 項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
- (ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
- イ 第1 のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。
- (ア) 客観的審査事項

平成22年国土交通省告示第1175号又は平成24年国土交通省告示第523号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに道の新分野進出優良建設企業表彰審査委員会が選考する表彰に限る。）、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、環境対策への努力、安全・安心への貢献、仕事と家庭の両立支援及び障がい者の就労支援

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

ア からウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成24年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

ア からエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成24年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

ア からエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成24年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

第1回 平成25年1月8日（火）から同月18日（金）まで

第2回 平成25年1月28日（月）から同年2月1日（金）まで

イ 随時申請をする者

平成25年3月27日（水）から平成26年12月26日（金）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、平成25年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資 格 の 種 類	申 請 書 類 の 提 出 先			
	定 期 申 請 の 場 合		随 時 申 請 の 場 合	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
一 般 土 木 工 事	建設部建設管理局 建 設 情 報 課	主たる営業所の所在 地を所管する総合振 興局又は振興局の 地域政策部総務課	建設部建設管理局 建 設 情 報 課	主たる営業所の所在 地を所管する総合振 興局又は振興局の 地域政策部総務課
舗 装 工 事				
鋼 橋 上 部 工 事				
建 築 工 事				
電 気 工 事				
管 工 事				
塗 装 工 事				
道路標識設置工事				
機械器具設置工事				
造 園 工 事				
土木施設物の設計				
建 築 物 の 設 計				
地 質 調 査				
技 術 資 料 作 成				
測 量				
道 路 清 掃				
農 業 土 木 工 事			農政部農村振興局 事 業 調 整 課	
水 産 土 木 工 事	水産林務部総務課			
森 林 土 木 工 事				
造 林				

(注) 次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項

の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。） 「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

(2) 申請書類の提出先が建設部建設管理局建設情報課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者 建設部建設管理局建設情報課

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

(1) 資格の有効期間は、定期申請の場合にあつては平成25年4月1日から平成27年3月31日まで、随時申請の場合にあつては資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成27年3月31日までとする。

(2) 共同企業体の場合にあつては平成25年4月1日（平成25年4月1日以降に資格を有すると認めた旨の通知があった場合は当該通知があった日）から平成26年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

(1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、平成26年度に平成27年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

(2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、平成25年度に平成26年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

(2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

(3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であつて、会社更生法（平成14年法律第154号）に基

づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

(4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第7 その他

1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。

2 共同企業体の取扱いについては、第1から第6までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

北海道告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成25年1月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成25年度、平成26年度及び平成27年度において道が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調 達 を す る 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 種 類
		産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、

物品の購入契約	物品の購入	教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。）
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

(1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

- イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- (2) 印刷物の製造及び印章の製造
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。
(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機
(イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器
- (3) 庁舎等清掃
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。
イ 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
ウ 平成24年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。
- (4) 庁舎等警備
アからエまでのいずれにも該当すること。
ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。
イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。
ウ 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
エ 平成24年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。
- (5) 庁舎等消防設備保守点検
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。
イ 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

- ウ 平成24年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。
- (6) ボイラー等運転操作
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。
イ 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
ウ 平成24年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る実績を有していること。
- (7) 情報システムの開発
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
イ 平成24年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）に情報システムの開発実績を有していること。
ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。
- (8) 船舶の建造又は修理
アからエまでのいずれにも該当すること。
ア 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。
イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。
ウ 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。
エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。
- (9) 林産物の売払い
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア 平成25年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成24年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

- (1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

- 第1回 平成25年1月8日（火）から同月18日（金）まで
- 第2回 平成25年1月28日（月）から同年2月1日（金）まで

イ 随時申請をする者

平成25年3月27日（水）から平成27年12月28日（月）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、平成25年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

- (2) 共同企業体（情報システムの開発に限る。）

当該共同企業体が結成されたとき。

- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 知事が特に必要と認めた者
知事の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先			
	定期申請の場合		随時申請の場合	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
物品の購入	出納局集中業務室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課（主たる営業所の所在地が石狩振興局管内にある者については出納局集中業務室調達課）	出納局集中業務室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課
印刷物の製造				
印章の製造				
物品の賃貸借				
庁舎等清掃	総務部総務課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課（主たる営業所の所在地が石狩振興局管内にある者については総務部総務課）	総務部総務課	総務部総務課
庁舎等警備				
庁舎等消防設備保守点検				
ボイラー等運転操作				
情報システムの開発	総合政策部科学IT振興局情報政策課	総合政策部科学IT振興局情報政策課	総合政策部科学IT振興局情報政策課	総合政策部科学IT振興局情報政策課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林環境局道有林課	総合振興局又は振興局の森林室（石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）	水産林務部森林環境局道有林課	総合振興局又は振興局の森林室（石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）

(注) 情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、総合政策部科学ＩＴ振興局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第６に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

ホームページ 北海道電子自治体共同システム

アドレス <https://www.harp.lg.jp/>

第４ 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

１ 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては平成25年４月１日から平成28年３月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成28年３月31日までとする。

２ 有効期間の更新手続

１の有効期間を更新しようとする者は、平成27年度に平成28年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第５ 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 第２に規定する資格要件（第２の１の(3)に規定する資格要件及び第２の２に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第６ 資格審査の再申請

１ 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

２ 再申請の方法

再申請しようとする者は、第３の２の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第７ その他

- 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。
- 共同企業体の取扱いについては、第１から第６までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第１号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成25年１月４日

北海道公営企業管理者 成 田 一 憲

第１ 資格の種類及び特定役務の種類

平成25年度及び平成26年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成25年北海道告示第２号（以下「北海道告示第２号」という。）第１の１の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第４の２により適用する北海道告示第２号第４の２を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第２号第１の１の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第２条第３号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第２号第１の１の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農薬土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第２号第１の２に定められているとおり、工事の予定価格に応じ、ＡからＤまで又はＡからＣまで若しくはＡ及びＢの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、Ａ等級をＡ１又はＡ２に区分する。

第２ 資格要件

- 共通の資格要件
北海道告示第２号第２の１に定められているとおりとする。
- 資格の種類ごとの要件
北海道告示第２号第２の２に定められているとおりとする。
- 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第2号第2の3に定められているとおりとする。 第3 資格審査の申請の時期及び方法 1 申請の時期 北海道告示第2号第3の1に定められている時期にしなければならない。 2 申請の方法 北海道告示第2号第3の2に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。 なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1 資格の有効期間 北海道告示第2号第4の1に定められているとおりとする。 2 有効期間の更新手続 北海道告示第2号第4の2に定められているとおりとする。 第5 資格の喪失 北海道告示第2号第5に定められているとおりとする。 第6 資格審査の再申請 1 再申請の事由 北海道告示第2号第6の1に定められているとおりとする。 2 再申請の方法 北海道告示第2号第6の2に定められているとおりとする。ただし、第3の2なお書により企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 第7 その他 北海道告示第2号第7に定められているとおりとする。 第8 資格審査の結果 知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の2なお書及び第6の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。 北海道企業局告示第2号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成25年1月4日 北海道公営企業管理者 成 田 一 憲	第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類 平成25年度、平成26年度及び平成27年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成25年北海道告示第3号（以下「北海道告示第3号」という。）第1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第3号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第3号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第3号第1の表の右欄に定められているとおりとする。 第2 資格要件 1 共通的資格要件 北海道告示第3号第2の1に定められているとおりとする。 2 資格の種類ごとの要件 北海道告示第3号第2の2に定められているとおりとする。 3 資格の種類ごとの要件の特例 北海道告示第3号第2の3に定められているとおりとする。 第3 資格審査の申請の時期及び方法 1 申請の時期 北海道告示第3号第3の1に定められている時期にしなければならない。 2 申請の方法 北海道告示第3号第3の2に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1 資格の有効期間 北海道告示第3号第4の1に定められているとおりとする。 2 有効期間の更新手続 北海道告示第3号第4の2に定められているとおりとする。 第5 資格の喪失 北海道告示第3号第5に定められているとおりとする。 第6 資格審査の再申請 1 再申請の事由 北海道告示第3号第6の1に定められているとおりとする。 2 再申請の方法 北海道告示第3号第6の2に定められているとおりとする。 第7 その他
--	---

北海道告示第3号第7に定められているとおりとする。

第8 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。
